

酪農教育ファーム認証制度について（検討メモ）

平成23年10月31日  
社団法人 中央酪農会議  
酪農教育ファーム推進委員会

中央酪農会議では、牧場の空間を活用して消費者との交流活動や酪農理解醸成活動などを実施する酪農家を支援するため、特に、牧場での酪農体験活動を子どもたちに提供する牧場を対象に、「酪農教育ファーム認証制度」を平成12年度に創設した。

その後、20年度には、酪農教育ファーム活動のさらなる質的な発展を目指すため、酪農教育ファーム活動が安全に行える「牧場」【認証牧場】と、酪農教育ファーム活動を行う「人」【ファシリテーター】の二つの要素についてそれぞれ認証することとし、これまで3年間が経過した。

現在の認証条件や制度の運用について、特にファシリテーターに関する「規則」について、地域推進委員会や事務局担当者会議等での協議をはじめ、本日まで様々な意見が寄せられている。

よって、認証条件・制度の運用について一部改定や変更を必要とする事項について改善すべく、下記のとおり制度に関する見直しについての検討を行う。

1. 現行の認証制度における課題と対応策：

(1) 認証牧場（認証規程5ページ～）

**第5. 規則**

第4により認証を受けた認証牧場は、以下の規則を遵守しなければならない。

1. 本委員会が交付する認証看板を適切な位置に常に掲示する。
2. 本委員会が実施する受入実態調査を毎回提出する。
3. 認証の期間は、認証された年度を含め3年間とし、当該期間内に指定団体等が実施する安全環境基準の遵守状況等の確認及び指導のための現地検査を1回以上受検するとともに、必要な指導があった場合は、これに対応した適切な措置を講ずることで認証が更新されるものとする。[0][0]
4. 指定されたファシリテーターが酪農教育ファーム活動を実施する。なお、やむを得ない事情に限り、日頃より酪農教育ファーム活動を補助している者が、ファシリテーターの指示を受け、酪農教育ファーム活動を実施することができる。
5. 認証を更新する場合は、[0][0]併せてファシリテーターについても、別に定める酪農教育ファームファシリテーター認証規程（以下、「ファシリテーター認証規程」とする。）に基づき更新がされていなければならない。

課題：家畜防疫の観点から、交流活動時の防疫対策を万全にする必要がある。

対応策：「『感染症防疫マニュアル』を遵守すること」を【第5.規則】に追加。

牧場からの認証申請後に行う「現地審査」についても、「感染症防疫マニュアル」に基づく対策が徹底されているか確認する必要がある。

3年に1回以上実施する「現地検査」についても、交流活動時の防疫対策を万全にしているかどうか、また、牧場の認証取得時の状況が守られているかどうか、確認する必要がある。

## (2) ファシリテーター（認証規程25ページ～）

### 第4.規則[0][0]

第3により認証を受けたファシリテーターは、以下の規則を遵守しなければならない。

1. ファシリテーターは、酪農教育ファーム活動を行うに当たっては、ファシリテーター認証書を常備する。
2. 本委員会が求めた場合、酪農教育ファーム活動に関する実践報告の作成に協力する。
3. 認証の期間は、認証された年度を含む3年間とし、当該期間内に本委員会が開催するファシリテーターの資質向上のための研修会を受講することで、認証が更新される。[0][0]
4. なお、特段の理由によって、期間内に当該研修会を受講することができない場合は、本委員会が別に指示する指導を受ける。

課題：

）認証継続の要件である「3年に1回の研修受講」がファシリテーターにとって受講することは困難だという意見がある。（注1）

）受講義務の要件から、23年度中に研修を受講しなければ認証を失効してしまうファシリテーターは下記のとおりである。（注2）

<注1：困難な理由（主なもの）>

- ・スキルアップ研修会の開催回数・場所ともに限られるので、対象者の日程の調整が難しい。
- ・参加者が旅費を負担することが困難。

<注2：23年度中に研修を受講しなければ認証を失効してしまうファシリテーター>

地域	ファシリテーター数	受講必要者数	受講予定者数	認証が失効してしまうファシリテーター数（10/31日時点見込み）
北海道	96	45	22	23
東北	75	37	25	12
関東	134	54	39	15
北陸	40	34	27	7
東海	90	37	22	15
近畿	32	6	2	4
中国	31	15	8	7
四国	18	3	2	1
九州	63	23	15	8
沖縄	4	4	0	4
合計	583	258	162	96

対応策：

）ファシリテーター認証制度の見直しについて、検討する必要がある。

<制度の見直しの方向性の検討>

	方向性	想定されるメリット	想定されるデメリット
ア	現状のまま（基本的には3年に一度の研修受講）	ファシリテーターの質が現状以上に保たれる。	負担感により、認証取得者・継続者が減少する可能性がある。
イ	研修受講の機会を増やす	ファシリテーターが研修に参加できる可能性が上がる。	主催者側の負担（人的・金銭的に）が増える。地域が主体的に開催する必要が生じるか。（研修事務局体制の強化）
ウ	「研修受講」以外の方法を検討する（例：レポート提出）	ファシリテーターの金銭的な負担（旅費）がほぼなくなる。	レポートを書くことにより、ファシリテーターのスキルの向上が見込まれるかどうか不明。
エ	認証期間を3年から5年に延長する	ファシリテーターの負担感が減る。	ファシリテーターの質の低下の可能性（2年間分）
オ	研修受講の義務化を廃止	ファシリテーターの負担感がほぼなくなる。	ファシリテーターの質の低下による活動全体のレベル低下の懸念。

< 制度を見直す際に外せないポイント >

ファシリテーター個人の質の向上による、活動全体のレベルアップ。

ファシリテーター同士、ファシリテーターと事務局（関係団体）との情報共有による、活動全体のレベルアップ。

）受講義務の要件から、23年度中に研修を受講しなければ認証を失効してしまう  
ファシリテーターへの対応策を検討する必要がある。

スキルアップ研修会終了後、推進委員会で対応策を検討する。

2. その他検討事項：

(1) 酪農オープンファーム登録規程について（認証規程33ページ～）

現状：

認証牧場の数の拡大を目指すため、その候補としての「酪農オープンファーム」  
登録規程を20年度に設定したが、現時点で登録牧場は1件もない。

課題：

）制度の周知が不十分なため、知られていない。

）牧場にとってメリットがない。

）登録の条件が「生乳生産管理基準の遵守」となっているが、牧場を開放する場  
合、認証牧場レベルの家畜防疫や安全衛生対策が必要ではないか。

対応策：

酪農オープンファーム登録規程の運用について、規程が必要かどうかを含めて検  
討。

4. 今後のスケジュール：

(1) 認証制度の方向性を酪農教育ファーム推進委員会で意見交換 10月31日

(2) 認証制度の改定内容について検討。 ~3月

(3) 酪農教育ファーム推進委員会で認証制度を改定 3月

以上